

令和元年度第3回小牧市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日 時	令和2年2月20日(木) 13時30分～14時30分
場 所	小牧市役所 本庁舎6階 601会議室
出席者	<p>【委員】(敬称略)</p> <p>岩満 賢次 岡山県立大学准教授 前川 泰宏 一般社団法人 小牧市医師会代表 高木 康司 小牧市歯科医師会代表 福澤 広 小牧市薬剤師会代表 櫻井 佐穂 公益社団法人 愛知県歯科衛生士会代表 吉元 寛子 小牧市介護支援専門員連絡協議会代表 野口 弘美 保健センター所長補佐 田中 秀治 一般社団法人 愛知県社会福祉士会代表 木村 正尚 小牧市地区民生・児童委員連絡協議会代表 坂東 抄子 小牧市介護相談員代表</p> <p>【事務局】</p> <p>山田 祥之 健康福祉部 部長 江口 幸全 健康福祉部 地域包括ケア推進課長 山本 格史 健康福祉部 長寿・障がい福祉課長 伊藤 京子 健康福祉部 介護保険課長 倉知 佐百合 健康福祉部 地域包括ケア推進課地域支援係長 永田 智奈未 健康福祉部 地域包括ケア推進課地域支援係主事 三嶋 直美 南部地域包括支援センターケアタウン小牧管理者 四宮 貴美子 小牧地域包括支援センターふれあい管理者 小林 永尚 味岡地域包括支援センター岩崎あいの郷管理者 瀬口 幸恵 篠岡地域包括支援センター小牧苑管理者 金田 泰丈 北里地域包括支援センターゆうあい管理者</p>
傍聴者	0名
配付資料	<p>次第</p> <p>資料1 令和2年度小牧市地域包括支援センター運営方針(案) 資料2 令和2年度小牧市地域包括支援センター事業計画書(案) 資料3 介護予防プラン作成委託業者の承認案件に係る持ち回り審議結果について</p>

主な内容

<p>1. 開会 (1) あいさつ</p> <p>2. 議事 (1) 令和2年度小牧市地域包括支援センター運営方針について ・事務局より、資料1を用いて説明。 ・質疑、主な意見は以下のとおり。</p> <p>○高木委員 ・14. 運営に関する方針の(8)環境整備について、「最低限の相談者のプライバシーが保てる」とは、どういう意味か。</p>
--

○事務局

- ・例えばオープンカウンターといった相談の内容が聞こえるような場所は避けることや、書類が横から覗き見できるといったことがないようにという意味でのプライバシー配慮になる。

○高木委員

- ・「最低限」という表現は、運営方針としてあまり適切ではないのではないかと。

○事務局

- ・曖昧な表現であるため、再度検討します。

○田中委員

- ・14. 運営に関する方針の(6)苦情の対応について、苦情については、恐らく包括から市へ報告していると思うが、対応について、統一性を持たせるため、報告内容の一部の項目を合わせるといったことは考えているか。

○事務局

- ・統一する動きは、今のところありません。

○櫻井委員

- ・9. 認知症総合支援事業の実施方針について、各地域で企業と協働したりして、活発なところとそうでないところがあると思うが、小牧市では地域でこういった活動をされており、広がっているのか。

○事務局

- ・包括に認知症地域支援推進員という認知症に関する取り組みを専門に従事する職員を1名ずつ配置している。
- ・本市では、その認知症地域支援推進員が中心となり、認知症サポーター養成講座を開催しており、児童を対象とした実績は、県内では、名古屋市、豊田市に次いで3番目に受講数が多く、児童への啓発は比較的手厚くできていると考えている。
- ・また、認知症サポーター養成講座を受講した方を対象に行ったステップアップ講座やフォローアップ講座を通して、各地での活動に繋げているところである。
- ・認知症予防の取り組みとしては、認知症予防ゲームを取り入れ、地域で活動できる「リーダー」を養成し、市内のサロンといった、高齢者の集いの場で活躍していただけるように、今働きかけをしている状況である。

○木村委員

- ・2. 地域のニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針のうち、家族介護者への相談体制の充実・情報提供の中に、「働く家族が相談しやすいよう休日や夜間等における相談窓口を拡充すること」とあるが、実施状況はどうなっているか。

○事務局(南部包括)

- ・各包括によって時間帯や曜日の対応というのは違ってくるかと思う。
- ・南部包括においては、開設当初より、土・日・祝日も平日と同じように午前8時半から午後5時半まで業務を行っている。夜間対応については、オンコール体制で相談に応じる形をとっている。

○野口委員

- ・総合相談業務について、今回、終結条件を運営方針に追記するが、今までは、こういった対応だったのか教えていただきたい。
- ・今回の終結条件を入れ込むことで、終結条件は明確になるかもしれないが、業務が煩雑になってしまわないか。

○事務局

- ・総合相談の終結については、これまで、各包括で判断してもらっており、特に取決めをしてい

た訳ではない。

- ・国からの評価指標の項目を考慮し、終結条件について明記した。
- ・総合相談の内容は多岐に渡るため、終結条件をどこまで定めるのかは難しいところであるが、今回追記した終結条件は、相談の中でも終結が分かり易い主なものを明記した。
- ・今回、終結条件に定めていないものについては、適宜、関係機関と連携していきたい。

○野口委員

- ・総合相談業務の項目に追記する終結条件の④主訴に応じた関係機関に繋げ、適切な引き継ぎが確認された場合とあるが、ケースによっては、確実に引き継がれたかどうか重要になってくることがある。そうした場合、関係機関との関係性が影響してくることもあると思うので配慮して欲しい。

(2) 令和2年度小牧市地域包括支援センター事業計画書について

- ・事務局より、資料2を用いて説明。
- ・質疑、意見等なし。

3. 報告

(1) 介護予防プラン作成委託業者の承認案件に係る持ち回り審議結果について

- ・事務局より、資料3を用いて報告。
- ・質疑、意見等なし。

4. 閉会